

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する農林水産大臣が指定する症状 (表の中欄に定めるいずれかの症状)		
家畜の種類	症 状	備 考 (対象とする家畜伝染病)
豚及び いのしし	耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。	豚コレラ又は アフリカ豚コレラ
	同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す家畜が当日及びその前六日の七日間に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。 一 摂氏四十度以上の発熱、元気消失又は食欲減退があること。 二 便秘又は下痢があること。 三 結膜炎があること。 四 歩行困難、後軀麻痺又はけいれんがあること。 五 削瘦、被毛粗剛又は発育不良（いわゆる「ひね豚」）があること。 六 流死産等の異常産の発生があること。 七 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血又は血便があること。	
	同一の畜舎内において、当日及びその前六日間の七日間に複数の繁殖又は肥育に供する家畜が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	
	血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（血液1マイクロミリリットル中1万個未満）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。	